

成年年齢の引き下げに伴う戸籍届出の変更点

民法の改正により、4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。それに伴う戸籍届出の主な変更点についてお知らせします。

■18歳に変更されるもの

- ・婚姻できる年齢（女性）（※）
- ・戸籍届出の証人になれる年齢
- ・親権に服する子の年齢
- ・分籍できる年齢
- ・国籍選択できる年齢

■20歳が維持されるもの

- ・養子縁組の養親になれる年齢
- ※平成16年4月2日～18年4月1日に生まれた女性は、18歳未満であっても婚姻が可能です。ただし、未成年のため、親の同意が必要です。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8897

きらら館 太極拳体験教室

初めての方でも参加できる太極拳体験教室を開催します。

太極拳は、脚筋力、バランス能力、全身持久力などの向上のほかにも、リラクゼーション効果を得られる武術です。

■日時 5月27日(金)

午前11時～正午

■場所 きらら館

■定員 25名(先着順)

■参加費 990円(当日徴収)

■持ち物・服装

室内履きシューズ、運動できる服装、タオル、飲み物

■申込方法

きらら館窓口

または電話

■申込期間 5月2日(月)～

■申し込み・問い合わせ先

きらら館 ☎(52)3711



児童手当法の一部改正

6月から、児童手当法が一部改正されます。大きな変更点は、次の2点です。

現況届の省略

毎年6月に行っていた現況届が原則不要になります。

ただし、公簿などで現況が確認できない場合は、通知を送付します。

特例給付の所得制限

所得が一定額を超える方は、今年の10月支給分から、特例給付の支給対象外となります。

詳しくは内閣府ホームページの「令和3年児童手当見直しに関する全国説明会」をご覧ください。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

軽自動車税のグリーン化特例の基準見直し

グリーン化特例（軽課）とは、燃費性能などの優れた軽自動車を新車で取得した場合、翌年度分の軽自動車税(種別割)が軽減となる制度です。見直しにより、適用期限が令和5年度課税分まで延長されました。

■対象車・軽減割合

軽課対象区分		軽減税率
電気・天然ガス軽自動車	平成21年排出ガス基準10%低減または平成30年排出ガス規制適合	75%軽減
ガソリン・ハイブリッド車(乗用・営業用のみ)	平成17年排出ガス基準75%低減または平成30年排出ガス基準50%低減達成	50%軽減
	令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃料基準90%達成車 令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃料基準70%達成車	25%軽減

■年税額

車種		75%軽減	50%軽減	25%軽減
四輪	乗用	自家用	2,700円	適用なし
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	1,300円	適用なし
		営業用	1,000円	適用なし
三輪		1,000円	2,000円★	3,000円★

★乗用・営業用のみ

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

水道水放射性物質の検査結果

■採取日 3月7日

■採取場所 下野市各配水場

■基準値 (セシウム134及び137の合計) 10Bq/kg

■検査結果

配水場	セシウム134	セシウム137
南河内第1	不検出	不検出
石橋第1	不検出	不検出
国分寺第1	不検出	不検出
南河内第2	不検出	不検出
石橋第2	不検出	不検出
国分寺第2	不検出	不検出

※検査結果は、市ホームページでも公開しています。

■問い合わせ先

水道課 ☎(32)8911